８月定例月議会における議案に対する意見募集

No.１　四日市市手数料条例等の一部改正について
四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について

多様な決済手段が普及する中、市民の利便性向上を目的として、市民税課と市民課の窓口において、試行的にキャッシュレス決済を実施するため、関係する条例を改めるものです。

今回の議案に対するご意見を募集します。

１　対象条例

（１）四日市市手数料条例
（２）四日市市税関係手数料条例
（３）四日市市租税特別措置法関係手数料条例
（４）四日市市戸籍関係等手数料条例

２　改正内容

対象条例中、「手数料の徴収時期等」に係る規定において、徴収方法を「現金で」又は「現金又は定額小為替で」と定めているが、令和４年１月４日施行の地方自治法改正により導入された指定納付受託者制度※を活用し、電子マネー等のキャッシュレス決済を可能とするため、関係する規定を整備する。

※指定納付受託者制度について

社会全体のデジタル化を推進するため、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、令和４年１月４日施行の地方自治法改正により、指定納付受託者制度が新たに創設された。

この制度により、本市に対して手数料等を納付しようとする市民は、本市から予め指定を受けた指定納付受託者に納付を委託することができるようになる。

３　施行期日

公布の日

４　参考資料

(1)導入スケジュール

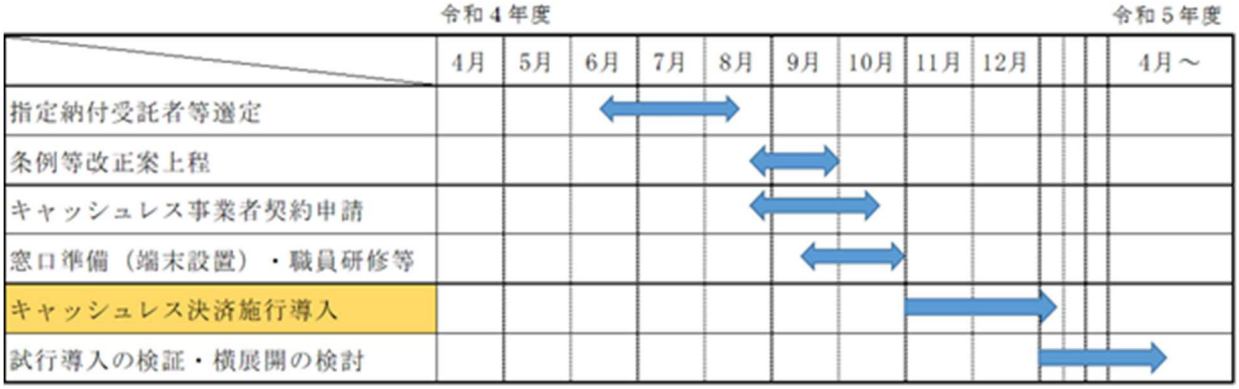

（2）端末（イメージ）

（3）利用可能ブランド（導入時）

【クレジットカード】
VISA、マスターカード
【電子マネー】
iD、WAON、楽天 Edy、nanaco、交通系（Suica など）
【スマートフォンアプリ等による決済】
PayPay、d 払い、auPAY、楽天 Pay、ゆうちょ Pay、メルペイ